

令和7年7月10日(木)午前9時00分より、7月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)  
議案第4号 あっせん申し出について  
議案第5号 大刀洗町農業委員会処務規程の一部を改正する農業委員会規程の制定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和7年8月8日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介  
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文  
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一  
13番 重松栄一 14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照  
17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介  
事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名5番、6番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用の許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外7名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 あっせん申し出について

議案第5号 大刀洗町農業委員会処務規程の一部を改正する農業委員会規程の制定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は自己用住宅及び露天資材置場になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路の既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私です。別に問題はないと思いますが、一つ、道は広がるんですか。

事務局 田口 道は広がります。1mほどセットバックして、所有地を道路にするということです。

10番 大石委員 4mはありますか。

事務局 田口 4mはないです。南側の道路は十分あります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は自然流下で、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

8番 中山委員 特にありません。

議長 柳 みなさんから何かありますか。

10番 大石委員 ○○会社は、以前、道路沿いを駐車場に転用したが、半年もせずに建物が建つてとても問題になったところでした。今回も建物が建つのでは。

事務局 辻 現在、駐車場や資材置場など、建物が建たない転用の場合は、3年間半年ごとに利用状況の報告が必要になっているので、確実に提出してもらおうようにします。

5番 辻委員 第1種農地の例外規定の既存施設の1/2がよくわからなかったのですが。

事務局 辻 第1種農地は原則転用ができない農地ですが、例外に当てはまれば転用可能です。今回の場合は○○会社と●●会社が親会社子会社の関係で、この場所で●●会社は○○会社の業務に関する配送しか行わないということになっているため、事業の一体性が認められます。○○会社の現在の敷地の面積が約9,900㎡なので、この半分の約4,450㎡までなら第1種農地でも転用可能ということでした。

- 5番 辻委員 親会社子会社というだけではできないんですか。
- 事務局 辻 会社名が違うので、事業が一体であることを説明しないとイケません。この場所では〇〇会社の業務に関わることしかしない。という条件がないと転用許可ができません。
- 3番 棚町委員 (報告義務のある) 3年すぎたらもう別のものにできるんですか。
- 事務局 辻 実際ここはぎっちり建物が建っていて、トラックを置く場所がないのは確かです。もともと親会社から他に出てくれと言われたようですが、ここしかトラックを置く場所がないということで、今のところ倉庫を建てたりなどの別の用途に使う計画は全くないと聞いています。あとは、状況が変わって別の用途にすることになっても、事情によってはできないことはない。と県に確認しています。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 田口 転用目的は露天資材置場になります。
- 申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は既存の側溝へ放流し、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置としては法面の保護をする計画です。資金計画、見積書等は確認しております。
- 議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。
- 8番 中山委員 問題はないと思いますが、結構高い法面になると思うので見ておかないとイケないかなと思います。
- 10番 大石委員 自分も聞こうと思っていました。1mくらい盛土することになるのでブロックを付けるかどうか。
- 事務局 辻 ブロックは付きません。現在の法面はそのまま残して、その上の少し内側に入ったところを盛土するようです。
- 議長 柳 みなさんから何かありますか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 田口 転用目的は露天資材置場及び車両駐車場になります。
- 申請地は、都市計画法の用途地域内で第一種住居地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は既存の側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

3番 棚町委員 土場検査等をしている会社で、駐車場や資材置場が足りないと聞いていました。まわりはアパートや宅地に囲まれている場所です。特に問題ありません。

6番 成富委員 既存敷地との間に段差が結構あり、ブロック壁もありますが、雨水は敷地を通過して側溝に流れるのでしょうか。

事務局 田口 間のコンクリートブロックは取り外し、既存敷地と同じ高さにする予定です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、第3種農地、第1種農地の要件を満たさないため、第2種農地判断となります。農地を分筆して、宅地と農地にわける計画です。雨水は北側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も北側の道路の既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 辻委員 隣接農地の所有者の方から「日陰になる」と相談があり、建物を最初の計画から88cmずらして建てるということで、納得されました。なので特に問題はないと思います。

議長 柳 今は日照権の問題は全く関係ないですもんね。法律的に。昔はあったんですけど。

事務局 辻 農地転用の要件で、「周囲の営農に影響を与える場合は…」というがあるので、日陰になることで作物の生育が悪くなるなら考える必要があると考え、結果建物をずらしてもらうことになりました。

8番 中山委員 残った農地の排水は問題ないですか。どこに流すのですか。

事務局 辻 ここはもともと土地改良区の受益地ではないので、農業用の水路はないです。地下浸透か道路側溝に流してあったがわかりませんが、今までと変わらないようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は倉庫兼駐車場になります。

申請地は、第3種農地、第1種農地の要件を満たさないため、第2種農地判断となります。宅地と一体利用の計画です。雨水は北側の水路に放流する計画です。給水

なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては既存のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 青木委員 特にありません。

3番 棚町委員 事務所みたいなものはないんですか。

事務局 田口 事務所はありません。ガレージだけ置いて、注文が入ったときに従業員とお客さんがとりに来るようです。

4番 中原委員 従業員がいるということは、トイレはあるんですよね。

事務局 田口 いえ、トイレもありません。

6番 成富委員 建ぺい率8%ではいりませんか。

事務局 田口 倉庫が4棟で59㎡なので、宅地部分もあわせた全体の面積から計算すると8%になりました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は、農地改良のための盛土です。

申請地は、農振農用地です。40cm程度盛土する計画です。

被害防除措置はありません。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 成富委員 問題ないと思います。天気の良い日に現地を見に行きましたが、特に奥の方はとてもビチャビチャで、確かにこれでは耕作できないなと感じました。

3番 棚町委員 道路側の農地だけ盛土しないのはなぜですか。

6番 成富委員 水の流れる的に道路側に流れるようにする必要があるのです。

3番 棚町委員 端の方が少し土を入れて高くしているようですが。

事務局 辻 ○○会社との境目付近が高くなっていますが、これは耕作用の進入路として問題ない範囲であると、県と確認しました。排水は南側に排水桧があるので、それで埋め立てないということだと思います。

15番 平田委員 改良後の耕作者は申請者ですか。監視等しますか。

事務局 辻 耕作者は申請者です。営農計画では野菜を作ると書いてあります。改良して何も作付けしないというのは問題ですが。

19番 高木委員 約1,000㎡の農業用土をどこから持ってくるのか疑問です。トラック何台にもなりますし。

事務局 辻 近くに置いている表土を持ってくると書いてあります。

議長 柳 土の件と、きちんと耕作するか確認してください。  
他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆1, 481㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

9番 白石委員 問題ありません。ジャングルになっているので、木を少しずつ抜いていくということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1, 705㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

6番 辻委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆395㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

19番 高木委員 特にありません。

議長 柳 贈与ということですが、申請者と所有者の関係は。

事務局 辻 親戚関係ではないですが、奥の農地を申請者が耕作していて、申請地である入り口の荒れた農地も管理していたようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆690㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

6番 辻委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆533㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

6番 辻委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆544㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

6番 辻委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号7番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆583㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

2番 平城委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号8番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆621㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

1番 平田委員 問題ないです。親戚だそうです。とても荒れていて、普通の人なら手を付けられないですが、申請人は建設会社の社長なので。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号9番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1,324㎡の贈与です。申請者は農地を所有していないので、本日説明にきていただいています。

2番 平城委員 現在ここの竹で排水路が詰まっているので、そこの管理をしっかりといただけるのか。高齢なので後継者がいるのかどうかを確認したいです。

申請者入室

議長 柳 竹が多く、排水路がつまっているということですが、そこの管理はしてもらえますか。周りが田んぼなら排水が流れないと困るので。

申請者 あの竹は珍しい竹で、増やしていこうと思っています。排水路がつまらないようには管理します。

議長 柳 採決を採りますので、少し外にお願いします。

申請者退出

2 番 平城委員 あとは、後継者がいるのか確認したかったのですが、後継者がおらずに荒れてしまったら困るので。

事務局 辻 後継者は一緒に住んでいる方がいらっしゃるそうです。現在別の仕事をしていて、手伝いはしているようです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。管理はしっかりしてください。

<事務局 議案第3号10番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆230㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

9 番 白石委員 買うことについては全く問題ないですが、通り道がない畑のようで、通る通らせないで、周りの農地の耕作者とトラブルが起こっているみたいです。

申請者 昔から暗黙の了解で〇〇さんの農地を通っていましたが、通れなくなってしまったので、自分が今回の土地を買って後ろの農地の人たちも通っていいようにしようと思っています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号1番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑2筆498㎡の貸借希望です。

議長 柳 あっせん委員は辻委員と平城委員をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑1筆858㎡の貸借希望です。

議長 柳 あっせん委員は平田委員と原委員をお願いします。

<事務局 議案第5号大刀洗町農業委員会処務規程の一部を改正する農業委員会規程の制定の説明>

事務局 辻 農業委員会と農業委員会会長の公印を規定するための改正です。

議長 柳 規約の改正について説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので、改正案のとおり改正します。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
それではこれで全ての議事の審議を終わります。